

埼玉県生活環境保全条例による

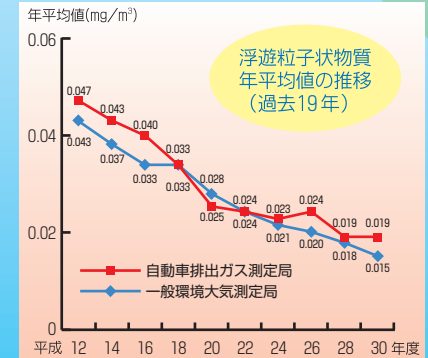
# 自動車対策の概要



平成15年から開始したディーゼル車規制にご協力いただき、埼玉県の大気環境は大幅に改善しました。

大気中の浮遊粒子状物質(SPM)の濃度には、ディーゼル車の排出ガスが大きく影響しています。

本県では、大気環境をより一層改善し、安定的なものとするため、埼玉県生活環境保全条例によるディーゼル車の運行規制をはじめ、様々な自動車対策を実施しています。



## 荷主等の義務

荷主等には、商品の配達、人の送迎などを委託した相手先の会社が、県の粒子状物質排出基準適合車を使用していることを確認するなどの義務があります。この義務に違反した場合には、勧告及び氏名の公表をする場合があります。

## 自動車公害監察員の活動状況



高速道路でのディーゼル車運行車両検査



一般道でのディーゼル車運行車両調査(ビデオ調査)

※環境管理事務所の自動車公害監察員により、路上や工事現場等での検査を実施し、違反車に対しては徹底した改善指導を行っています。

## ディーゼル車対策についてのお問い合わせは…



ディーゼル車の運行規制等に関するお問い合わせは…

- |                      |                  |
|----------------------|------------------|
| 埼玉県中央環境管理事務所 (さいたま市) | TEL 048-822-5199 |
| 埼玉県西部環境管理事務所 (川越市)   | TEL 049-244-1250 |
| 埼玉県東松山環境管理事務所 (東松山市) | TEL 0493-23-4050 |
| 埼玉県秩父環境管理事務所 (秩父市)   | TEL 0494-23-1511 |
| 埼玉県北部環境管理事務所 (熊谷市)   | TEL 048-523-2800 |
| 埼玉県越谷環境管理事務所 (越谷市)   | TEL 048-966-2311 |
| 埼玉県東部環境管理事務所 (杉戸町)   | TEL 0480-34-4011 |
| 埼玉県大気環境課総務・自動車対策担当   | TEL 048-830-3064 |



埼玉県マスコット「コバトン」



## ホームページ

- |                |   |
|----------------|---|
| 埼玉県大気環境課       | <a href="http://www.pref.saitama.lg.jp/a0504/diesel.html">http://www.pref.saitama.lg.jp/a0504/diesel.html</a> |
| 九都県市あおぞらネットワーク | <a href="http://www.9taiki.jp/">http://www.9taiki.jp/</a>   |

## ディーゼル車の排出ガス規制

県の粒子状物質(※)排出基準を満たさないディーゼル車は県内全域で運行が禁止されています。

※粒子状物質(PM)…ディーゼルエンジンの排気等に含まれる微粒子成分。発ガン性が指摘されるものや呼吸器疾患の原因物質として考えられているものが含まれている。

### 規制内容

県の粒子状物質排出基準に適合しないディーゼル車の運行禁止

### 対象地域

県内全域

### 対象車種

ディーゼル車の貨物・乗合(バス)・特種自動車  
(ディーゼル乗用車、乗用車をベースに改造した特種自動車は対象外)

規制対象車 (車検証の用途欄)	車体の形状等	ナンバープレートの分類番号	備考
貨物	トラック(キャブオーバーなど) バン ダンプ など	1,10~19,100~199 4,40~49,400~499 6,60~69,600~699	・自家用、事業用の種別を問わない。
乗合	バス マイクロバス	2,20~29,200~299 (一部5,50~59,500~599) 7,70~79,700~799	・小型、普通自動車の種別を問わない。
特種	冷蔵冷凍車 高所作業車 コンクリートミキサー車 など	8,80~89,800~899	・乗用車をベースに改造したものは規制の対象外

自動車検査証

自動車登録番号又は車両番号	登録年月日/2012年11月	初年度登録年月	平成 28年 4月 14日
大宮 (〇) た ××××	12年 7月 17日	12年 4月	貨物 11室用
△△△△	車 検 高 3)	凡	2人
◇◇1◇◇12345	車 式	原動機の型式	2000mm 2000mm
KK-◇◇1◇◇	車 式	原動機の型式	2.0L 2.0L
所有者の氏名又は名称	○○○株式会社		
所有者の住所	埼玉県○○市○○町1-2-3		
取得者の氏名又は名称	***		



### 排出基準

#### ●県の粒子状物質排出基準値

車両総重量	粒子状物質排出基準値	測定の方法
1,700キログラム以下	0.052 g/km	10・15モード
1,700キログラム超 2,500キログラム以下	0.06 g/km	10・15モード
2,500キログラム超	0.18 g/kWh	ディーゼル自動車用13モード

## 排出基準を満たさないディーゼル車の型式

埼玉県・東京都の基準に適合しない型式	千葉県・神奈川県に適合しない型式
記号がない昭和54年頃までに製造された車、 K-、N-、P-、S-、U-、W-、 KA-、KB-、KC-	記号がない昭和54年頃までに製造された車、 K-、N-、P-、S-、U-、W-、 KA-、KB-、KC-
KE-、KF-、KG-、KJ-、KK-、KL-、 HA-、HB-、HC-、HE-、HF-、HM-	

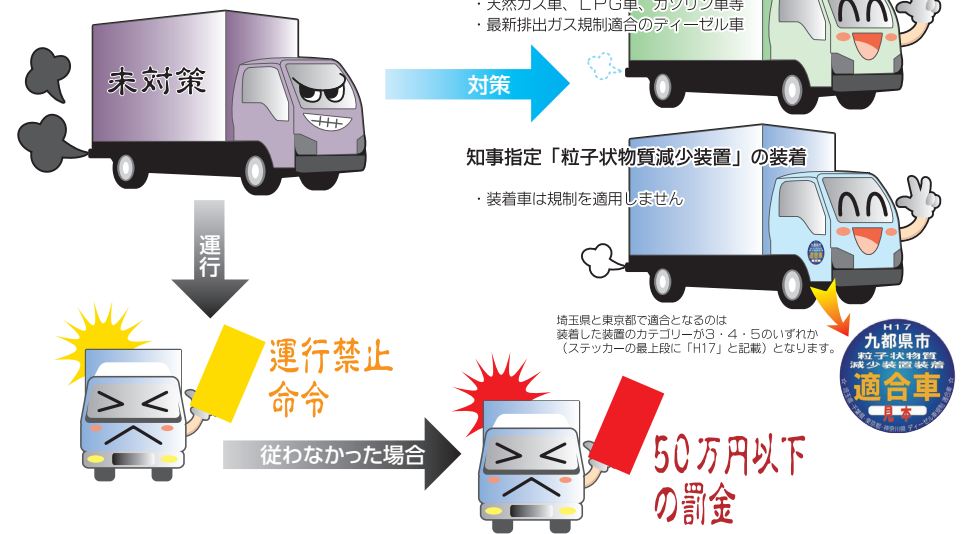
(注)上記に記載されている型式の車でも、一部基準に適合している車があります。詳細については、大気環境課、又は自動車メーカーにお問い合わせください。

自動車検査証

自動車登録番号又は車両番号	登録年月日/2012年11月	初年度登録年月	平成 12年 7月 17日
大宮 (〇) た ××××	12年 7月 17日	12年 4月	貨物 11室用
△△△△	車 検 高 3)	凡	2人
◇◇1◇◇12345	車 式	原動機の型式	2000mm 2000mm
KK-◇◇1◇◇	車 式	原動機の型式	2.0L 2.0L



### 対策方法



#### [注意] 自動車NOx・PM法との関連について

埼玉県内では、ディーゼル車は「埼玉県条例」と車検登録に制限を受ける「自動車NOx・PM法(さいたま市等46市町(一部地域を除く)が対策地域)」の二つの規制制度の対象となります。県の条例はPMの排出基準が「自動車NOx・PM法」より厳しいため、車検がとっていても県条例に適合していない車両は県内を運行できないことになります。(参考) <http://www.env.go.jp/air/car/pamph/index.html>